

五監公告第 20号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年12月27日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

商工観光課

3. 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成29年11月29日～平成29年12月25日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 住宅リフォーム事業補助金交付の事務処理において、補助金の交付決定と額の確定通知で異なる処理がなされ、誤った金額で交付していた事例が見受けられた。また、申請から実績報告にかかる提出年月日や工事期間等に整合性のとれない事例も多数見受けられた。書類の確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。
- ② 行政財産目的外使用については、その運用が五泉市行政財産目的外使用料条例に規定されている。その使用料は原則として前納としているが、条例等で定める日以外の納期限を設定している事例が見受けられた。併せて五泉市財産事務規則及び同行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき、許可期間の見直しも含め、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 委託契約に基づく年2回の作業の完了報告書について、1回目と2回目の着手前、履行後の写真の一部で同じ写真が使用されているものが見受けられた。確認を徹底する等、適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

まちの駅「は～とふる五泉館」については、待ち合わせや商店街に買い物に来られた市民の休憩場所として、また、各文化団体の展示会等に活用されている。商店街振興のため、一層の周知や利便性向上を図り、施設の有効利用に努めていただきたい。

五泉市消費生活センターについては、全国的に消費者トラブル及び詐欺、悪質商法が年々巧妙化し、被害が後を絶たない中、被害防止のため、関係団体と連携し、啓発活動の強化、消費生活問題の相談利用の周知等、被害防止に努めていただきたい。